

個別規程 IIJ センシングデータマネジメントサービス

令和 8 年 7 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(契約の単位)

IIJ センシングデータマネジメントサービスには、一の機器(当社が指定する機器かつ当社が定める方法により調達される機器であって、以下「IIJ センシングデータマネジメントサービス対応機器」といいます。)毎に必要となる「子たる契約」及び一の子たる契約毎に必要となる「親たる契約」があります。

2 当社は、一の IIJ センシングデータマネジメントサービス対応機器毎に一の子たる契約及び一の子たる契約毎に一の親たる契約の IIJ センシングデータマネジメントサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下あわせて「IIJ センシングデータマネジメントサービス契約」といいます。)を締結します。

第 2 条(品目)

子たる契約には、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
タイプ LoRaWAN®	IIJ センシングデータマネジメントサービス対応機器として、当社が指定する LoRaWAN®を利用するもの

第 3 条(最低利用期間)

IIJ センシングデータマネジメントサービス契約における最低利用期間はありません。

第 4 条(利用資格)

IIJ センシングデータマネジメントサービスは、契約者名義が、当社が定める範囲の法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である場合に限り利用することができます。

2 送信頻度拡張オプションを利用するには、品目をタイプ LoRaWAN®とする子たる契約が必要です。

第 5 条(利用条件)

契約者は、第三者に販売する目的又は自ら利用する目的で IIJ センシングデータマネジメントサービスを利用することができます。

2 契約者は、IIJ センシングデータマネジメントサービスを第三者に利用させる場合においては、契約者と当該第三者との間の契約を締結することにより行うものとします。

3 契約者は、前項の契約において、当社が定める契約約款等に抵触し、又は逸脱する規定を置かないものとします。

4 第2項の契約に関し、第三者から苦情及び問い合わせ等がある場合は、契約者の責任において受付、対応、及び解決をするものとします。

5 IIJ センシングデータマネジメントサービスを利用するには、以下に掲げる全ての事項を満たす必要があります。

- (1) IIJ センシングデータマネジメントサービス対応機器を当社が定める方法により調達すること
- (2) 前号に定める事項のほか、当社が指定する事項

6 契約者又は利用者は、IIJ センシングデータマネジメントサービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) IIJ センシングデータマネジメントサービス対応機器を設置、稼働することができる電源及び場所の確保
- (2) IIJ センシングデータマネジメントサービス対応機器について、結線その他の物理的な設置作業(設置にあたり必要となる工事の手配を含みます。)
- (3) 前2号の他当社が個別に指定するもの

第6条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ センシングデータマネジメントサービスには、次のオプションサービスがあります。

- (1) 送信頻度拡張オプション
IIJ センシングデータマネジメントサービス対応センサー機器について、データ送信頻度の選択肢を拡張するためのオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

3 オプションサービスの利用における最低利用期間はありません。

4 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第7条(品質保証)

子たる契約とするIIJ センシングデータマネジメントサービスにおいては、その稼働率について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙1の定めによるものとします。

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第 8 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ センシングデータマネジメントサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

2 親たる契約が解除された場合には、当該契約に対応する子たる契約は同日に解除されるものとします。

3 子たる契約が解除された場合には、当該契約に対応する親たる契約は同日に解除されるものとします。

第 9 条(料金)

契約者が、IIJ センシングデータマネジメントサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。この場合において、初期費用及び月額費用の支払義務は課金開始日(契約者が、IIJ センシングデータマネジメントサービス対応機器を当社システムに登録した日をいいます。)に発生するものとします。

2 課金開始日以降 IIJ センシングデータマネジメントサービス対応機器が利用できない状態であっても、当社は、IIJ センシングデータマネジメントサービスの月額費用について、返金、減額等の責任を負わないものとします。

第 10 条(料金の減額)

IIJ センシングデータマネジメントサービスにおいて、第 7 条(品質保証)に定める品質保証の違背が発生した場合は、当社は、別紙 3 に定めるところにより、IIJ センシングデータマネジメントサービスの料金の減額を行うものとしますただし、契約者が、当該品質保証の違背が発生した月の翌月 15 日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 11 条(保証の限定)

IIJ センシングデータマネジメントサービスは以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に利用可能であること
- (2) IIJ センシングデータマネジメントサービス対応機器のデータ送信に用いる無線通信が常に確立されていること
- (3) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

第 12 条(当社の責任の制限)

当社は、IIJ センシングデータマネジメントサービスを利用して契約者が行う一切の行為に対して責任を負わないものとします。また、これら契約者の行為に係る契約者と配信の相手方その他第三者との紛争に関しては、契約者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社はこれに関与する義務を負わないものとします。

2 契約者が IIJ センシングデータマネジメントサービスの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

第 13 条(計測データの利用と開示)

当社は、契約者が IIJ センシングデータマネジメントサービス対応機器を通じて収集するデータ(以下「収集データ」といいます。)を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

- (1) IIJ センシングデータマネジメントサービスの運用、開発、改良又は品質向上のために利用すること
- (2) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること

2 当社は、収集データの取扱いを、IIJ センシングデータマネジメントサービスの運用、開発、改良若しくは品質向上又は契約者から得た同意の範囲内での利用のために必要な範囲で、当社の責任において当社の指定する第三者に委託する場合があります。

附則

令和 7 年 7 月 18 日施行

この契約約款は、令和 7 年 7 月 18 日から実施します。

令和 8 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 5 月 1 日から実施します。

令和 8 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 7 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ センシングデータマネジメントサービスにおける品質保証

[第 7 条関係]

1 稼働率

(1) 保証基準

第 7 条(品質保証)第 1 項に定める IIJ センシングデータマネジメントサービスのシステムの稼働率(当社の定める算定方法による)が 99.9%以上であること。

別紙 2 IIJ センシングデータマネジメントサービスにおける料金等 [第

9 条関係]

1 初期費用

(1) 親たる契約

当社が別途契約者に示す金額

(2) 子たる契約

品目	料金
タイプ LoRaWAN®	当社が別途契約者に示す金額

(3) オプションサービス

送信頻度拡張オプションにあつては、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 親たる契約

当社が別途契約者に示す金額

(2) 子たる契約

当社が別途契約者に示す金額

品目	料金
タイプ LoRaWAN®	当社が別途契約者に示す金額

(3) オプションサービス

送信頻度拡張オプションにあつては、当社が別途契約者に示す金額

別紙 3 料金の減額 [第 10 条関係]

品質保証違背時の減額(第 10 条関係)

違背が生じた該当の IIJ センシングデータマネジメントサービス契約の月額費用(送信頻度拡張オプションを利用している場合には、送信頻度拡張オプションの月額費用を含んだ額とします。)の 10 分の 1 を減額するものとする。